

処 分 基 準

平成26年 3 月20日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の4第4項第1号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の4第3項 （処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考：